

児童手当現況届に必要な書類(チェックシートとしてご利用ください)

以下の書類について、申請時等に提出していても毎年提出が必要です。

(A)共通

<input type="checkbox"/> 現況届(コピー提出不可)	・この書類を2年間提出しない場合、時効により支払ができなくなります。
---------------------------------------	------------------------------------

(B)受給者が令和3年6月1日において厚生年金又は共済組合に加入している場合

<input type="checkbox"/> 受給者の保険証の写し (配偶者や児童の分は不要)	・次のいずれかに加入している場合に必要です。 ①国家公務員共済組合、②日本郵政共済組合、③地方公務員共済組合 ※上記①～③以外で、厚生年金加入者の方は添付不要になります。 ただし、情報連携を拒否している方は、保険証の写しを添付して下さい。
--	--

(C)受給者又は配偶者の住所が、令和3年1月1日において国外にあった場合

<input type="checkbox"/> 受給者の未申告申立書	※窓口に備え付けてあります。該当する方はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 配偶者の未申告申立書	
<input type="checkbox"/> 受給者の戸籍附票又はパスポート	・令和3年1月1日時点で国内に住所がなく海外に在住していた場合に必要です。 ・パスポートは【写真】【旅券番号】【氏名】【1月1日を挟んだ出入国履歴】の ページが必要です。附票を提出する場合は本籍地の市区町村でお取りください。
<input type="checkbox"/> 配偶者の戸籍附票又はパスポート	

(D)受給者又は配偶者の住所が、令和3年1月1日において那覇市外にあった場合

<input type="checkbox"/> 受給者の所得課税証明書(令和3年度)	・情報連携を拒否する場合に必要です。
<input type="checkbox"/> 配偶者の所得課税証明書(令和3年度)	

(E)受給者と児童が別居している場合

<input type="checkbox"/> 別居監護申立書	・児童の監護や生活費の送金を行っている必要があります。 ※窓口にも備え付けてあります。
<input type="checkbox"/> 児童の住民票又は住民票記載事項証明書 (児童が那覇市外にいる場合)	・情報連携を拒否している場合に必要です。 ※住民票又は住民票記載事項証明書は、本籍地・筆頭者・続柄の表示があり、 個人番号の記載のないものを提出してください。

(F)児童の父母以外が受給者となる場合

<input type="checkbox"/> 生計維持申立書	・児童の生活費の大半を支出している必要があります。 ※窓口にも備え付けてあります。
----------------------------------	---

(G)受給者が児童と同居していて、離婚協議中の配偶者とは別居している場合

<input type="checkbox"/> 受給資格に係る申立書(同居優先)	※窓口にも備え付けてあります。
---	-----------------

(H)受給者が児童の未成年後見人となっている場合

<input type="checkbox"/> 受給資格に係る申立書(後見人)	※窓口にも備え付けてあります。
<input type="checkbox"/> 児童の戸籍抄本	・未成年後見人の記載があるものがが必要です。

(I)児童が海外留学をしている場合

<input type="checkbox"/> 海外留学に関する申立書	※窓口にも備え付けてあります。該当する方はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 留学先の在学証明書	
<input type="checkbox"/> 留学先の在学証明書の翻訳書	・第三者が翻訳したものがが必要です。
<input type="checkbox"/> 児童の留学前の国内居住状況が わかる書類(留学前3年間の児童の住民票)	・児童が留学前3年間継続して那覇市に住所をおいていなかった場合に必要です。

(J)受給者が父母指定者(海外に居住する父母等に代わって児童を養育する者)の場合

<input type="checkbox"/> 児童の父母等の居住状況がわかる書類 (居住証明書等)	
<input type="checkbox"/> 受給者と児童が同居することが困難であること がわかる書類(全寮制の学校寮の入寮証明書等)	・児童と別居している場合に必要です。

※世帯の状況等によっては他に書類の提出が必要となる場合があります。予めご了承ください。

※施設入所等児童については、施設長等が手続きを行います。